平成２２年（フ）第１５０２５号
東京都豊島区巣鴨４丁目９－５－202
債務者　町田　武久
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０２６号
東京都豊島区巣鴨４丁目９－５－202
債務者　町田　淳子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０４９号
東京都立川市上砂町１丁目13－１　９棟106
債務者　越智百合子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０５１号
神奈川県横須賀市田浦港町無番地　海上自衛隊　第２術科学校
債務者　服部　大輔
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０５７号
東京都世田谷区赤堤３丁目22－14－104
債務者　大八木利志子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０５８号
埼玉県川口市戸塚東３丁目21－10　Ⅱ－206
債務者　河村　達徳
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０５９号
東京都練馬区練馬３丁目１－10－303
債務者　中島　広喜
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０６０号
埼玉県吉川市保１丁目25－８
債務者　瀬田　　操
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０６１号
埼玉県越谷市大字大房941－７－201
債務者　吉岡　　清
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０６３号
東京都葛飾区東新小岩１丁目17－８－204
債務者　菅野　君幸
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０６６号
東京都練馬区練馬１丁目12－６　メゾンドパレス62・101
債務者　永瀬由香利
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０６８号
神奈川県横浜市青葉区美しが丘５丁目１－３－306
債務者　堀江亜希子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０７０号
東京都世田谷区大原２丁目13－11　田中荘１階
債務者　大城　　敬
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０７４号
埼玉県八潮市八潮７丁目39－12－Ｙ206
債務者　七尾　義和
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０７５号
東京都墨田区錦糸４丁目５－３－403
債務者　菱沼　広美
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部